

# 平成20年第4回

## 安堵町議会定例会会議録

平成20年12月17日(水) 午前10時

於：安堵町議会 議場

### 1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	岸 田 充 隆
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

### 2 出席議員 12名

### 3 欠席議員 なし

### 4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	島 田 悠紀夫		
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	北 田 秀 章	税務課長	喜 多 君美代
住民課長	吉 岡 勉	理 事	高 間 俊 和
人権同和対策課		産 業 課 長	寺 前 高 見
理 事	山 崎 文 生	水 道 課 長	北 門 康 幸
教 育 次 長	金 振 壽美恵		

### 5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

## 6 会議事件

- 日程第 1 発議第 1号：奈良県立三室病院における産婦人科医師の緊急確保及び安定した産科医療体制の充実を求める意見書
  - 日程第 2 発議第 2号：奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書
  - 日程第 3 発議第 3号：地域安全に関する意見書
  - 日程第 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
  - 日程第 5 一般質問
  - 日程第 6 議員派遣について
  - 日程第 7 諸般の報告
-

-----  
再 開 午前10時  
-----

議長（吉田宏至） それでは皆さん、おはようございます。

本日も早朝より御苦勞様でございます。

只今の出席議員12名です。

定足数に達していますので、これより本会議を再開します。

議長（吉田宏至） 本日の議事日程にしたがって、議事を進めてまいります。

-----  
議長（吉田宏至） 日程第1 発議第1号：「奈良県立三室病院における産婦人科医師の緊急確保及び安定した産科医療体制の充実を求める意見書」を議題と致します。

本案について趣旨説明を求めます。

4番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

（森田議員 登壇）

4番（森田 瞳） 奈良県立三室病院における産婦人科医師の確保及び安定した産科医療体制の充実を求める意見書でございます。

このことにつきまして、平成17年4月に産婦人科医の常勤医師が3名から2名に減員、さらに今後1名の退職で常勤医1人での産科継続が困難なため、来年4月以降の出産予定を迎える新規の受付を休止している状況であることから、安心して子どもを産める体制整備に努め、三室病院に産婦人科医師の確保そしてそれから安定した産科医療体制を充実されるよう昨年に引き続き奈良県知事に求めるものでございます。提出先は当然奈良県知事でございます。なお、この件につきましては平成20年3月定例会におきまして採択。王寺周辺広域圏議長会で提出済みでございます。

それでは発議第 1 号を朗読させていただきます。

奈良県立三室病院における産婦人科医師の緊急確保及び安定した産科医療体制の  
充実を求める意見書

このことについて、別紙のとおり会議規則第 12 条の規定により提出します。

平成 20 年 12 月 17 日提出

安堵町文教厚生常任委員会委員長 森田瞳

めくっていただきまして、奈良県立三室病院における産婦人科医師の緊急確保  
及び安定した産科医療体制の充実を求める意見書

奈良県内では、妊産婦に関わる痛ましい出来事をきっかけに、県下の産科医療  
体制の脆弱さが浮き彫りとなり、緊急的対応が急務となっている。また、厚生労  
働省が公表した全国の医師数統計によると、人口 10 万人当たりの産科・産婦人科  
の医師数が奈良県では 31 人で全国平均を遥かに下回っており、都道府県によっ  
ては倍以上の開きがあるなど、医師数の深刻な地域格差が明らかになった。そのよ  
うな状況下にもかかわらず、これまで王寺周辺広域 7 ヶ町（平群町・三郷町・斑  
鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町）の住民を支えてきた奈良県立三室病院  
では、平成 17 年 4 月に産婦人科の常勤医師が 3 名から 2 名に減員、今後更に 1  
名の医師の退職で常勤医 1 人での産科継続が困難なため、来年 4 月以降に出産予  
定を迎える新規の受付を停止している状況である。これは近隣地域住民にとって  
極めて深刻であり、生命に関わる重大な問題である。

よって、県当局におかれては、県民の生命、健康を最重点事項として取組み、  
安心して子どもを産むことが出来る体制整備に努め、緊急に奈良県立三室病院の  
産婦人科医師を確保し、安定した産科医療体制が充実するよう昨年に引き続き強  
く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 20 年 12 月 17 日

奈良県安堵町議会

奈良県知事 荒井正吾様。

以上でございますので、議員皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより発議第1号について採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。  
よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第2 発議第2号：「奈良社会保険病院の公的機関としての存続を  
求める意見書」を議題と致します。  
本案について趣旨説明を求めます。

4番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

（森田議員 登壇）

4番（森田 瞳） 奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書  
奈良社会保険病院の公的機関としての存続、拡充と地域医療を守る会。  
これにつきましては、社会保険庁の全国健康保険協会への移行に伴い、今年9  
月30日をもって社会保険病院や介護老人保健施設などの保有は、社会保険庁から  
独立行政法人、年金、健康保険福祉施設整理機構に移管され、平成22年10月を  
目途に適切な譲渡先を検討することとされました。  
経営移譲に伴い病院の果たしてきた医療機能が低下することになれば、地域住  
民の医療確保の困難だけでなく、奈良県の医療体制にも重大な影響を及ぼすこと

が危惧される。このことから、国に奈良社会保険病院が地域医療において重要な役割を果たしてきたことにかんがみ、地域の医療体制を損なわないためにも、引き続き公的病院として存続するよう要望するものである。

続きまして発議第 2 号を朗読致します。

奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書

このことについて、別紙のとおり会議規則第 12 条の規定により提出します。

平成 20 年 12 月 17 日提出

安堵町文教厚生常任委員会

委員長 森田 瞳

めくっていただきました。

奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書

奈良社会保険病院は昭和 21 年 6 月に設立、昭和 36 年に大和郡山市に移り、市で唯一の公的病院として運営され、その後、平成 6 年に近代的な病院として改修され周辺市町村住民の病院として親しまれ、様々な医療の需要に応える地域に密着した中核的な病院として多大なる貢献を果たしているところである。

最近の全国的な医師不足の中、特に産婦人科、小児科などの病棟を閉鎖するなど出産の受け入れや周産期医療体制の確保に支障をきたしている状況の中で、奈良社会保険病院は、救急医療や専門的分野で高度な医療機能を兼ね備え、安心して子どもを生み育てるために必要な産婦人科、小児科の環境の整備に取り組みをされており、地域住民にとってはなくてはならない病院となっている。

このような状況の中、国は医療制度の改革・年金制度改革の一環として、全国 63 カ所の社会保険病院・厚生年金病院の整理合理化策を打ち出し、平成 22 年 10 月を目途に適切な譲渡先を検討することとしている。

もし、経営移譲に伴い同病院が地域において果たしてきた医療機能が低下することになれば、地域住民の医療の確保が困難となり、奈良県の医療体制に重大な影響を及ぼすこととなることが危惧される。

よって、国におかれては、奈良社会保険病院が地域医療において重要な役割を果たしてきたことに鑑み、地域の医療体制を損なわないためにも、引き続き大和郡山市はもとより、周辺市町村住民の信頼に応える公的病院として、存続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 12 月 17 日

奈良県安堵町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。議員皆様方の御賛同をよろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより発議第2号について採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。  
よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

-----  
議長（吉田宏至） 日程第3 発議第3号：「地域安全に関する意見書」を議題と致します。  
本案について趣旨説明を求めます。

5番（吉田忠世） はい。

議長（吉田宏至） 吉田忠世議員。

（吉田議員 登壇）

5番（吉田忠世） 今回の地域安全に関する意見書でございますけども。

現在インターネットのグーグルのサイトにおきまして、ストリートビューというものが発信されております。あまり多くは普及してませんが、これらの内容につきまして、詳細に検討する上において、この問題を放置しておきますとそれぞれの個人のプライバシーの侵害、その他悪影響が多数ございますので、それによって法的措置をすることを求めている意見書でございます。

それでは発議第3号：地域安全に関する意見書

このことについては、別紙のとおり会議規則第12条の規定により提出します。

平成20年12月17日提出

安堵町議会議員 吉田忠世、安井 修

めくっていただきまして。

地域安全に関する意見書

インターネットの普及は、町民生活に多くの恩恵をもたらしている。しかしその便利さは、人々の幸せに貢献する形であるべきであり、私たちは常に人権に配慮した活用を心がけながら、情報通信技術の発展を考えていく必要がある。

ここ数年の間に、地図情報に併せてその地点の実写画像を提供する企業が複数登場している。一例として、グーグル社が無料提供している「ストリートビュー」及び「グーグルマップ」は、地上2.5メートルの高さからの周囲360度と上下の「風景」を見渡せる。

画像撮影に際し、被写体となる地域や個人への事前告知も撮影告知も公開許可願いもなくインターネット上に公開された。画像には、民家やその家庭の私物、車、敷地内の様子、通行人や自宅内にいる人の姿等が写り込み、自動でぼかすとされた人の顔が判別できるものや、車のナンバー、表札の文字が読み取れるものも少なくない。空き巣や振り込め詐欺等の犯罪に悪用される危険性、児童生徒の通学路や教育施設等に防犯上の不安を生むとする声もある。

問題のある画像については利用者から申し出れば削除に依っているが、そもそもインターネットを利用していない人にとっては、自らの情報が世界に公開されていることの認識が十分でないという現状もある。

見知らぬ土地への訪問や待ち合わせ等に有用との意見の一方で、生活空間である地域、民家の画像を無料で誰でも閲覧可能とすることに対するプライバシー上、防犯上の問題があるという声もある。便利なものは悪用するものにとっても便利なのである。

海外では欧州連合が、グーグルの「StreetView」に懸念を表明するなどし、非公開の国が多く、一部の国で観光地や大通りのみの公開にとどめるなどしており、居住地域への影響のない配慮がなされている。アメリカではプライバシー侵害の裁判も行われている。



以上のことから、安堵町議会は政府及び関係機関に、以下を求める。

1. 当該サービスにつき国に寄せられた意見の実態調査をはじめ、現状把握に努めること。
1. インターネットを利用しない国民に、必要な広報活動を行うこと。
1. 住居専用地域の公開の適否につき、国民の意見聴取の上、事業者に対する指導を行うこと。
1. 個人や自宅等を無許可で撮影し、無断で公開する行為につき、都道府県迷惑防止条例上の迷惑行為として加えることを検討すること。
1. 必要に応じて法整備を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 12 月 17 日

奈良県安堵町議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、経済産業大臣、奈良県知事。

以上でございます。

皆様の御賛同をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより発議第 3 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第4：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題と致します。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、  
会議規則第68条の規定により、お手元に配付致しております申出書のとおり、  
閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（吉田宏至） お諮り致します。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（異議なし）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（吉田宏至） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問をされる方を申し上げます。

田中幹男議員、溝本 隆議員の2名です。

順序につきましては、受付順に行います。

なお、質問時間は回答時間を含め 40分と致します。

議長（吉田宏至） 田中幹男議員の一般質問を許します。

9番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） はい。田中議員。

9番（田中幹男） 私は、今ちょうど行政側は来年度予算編成に向けて作業が大変だと思っております。それに絡んで来年度の町政運営についてお聞きをしたいと思っております。

御存知のように斑鳩町との合併を前提にした協議の申し入れも御破算になって、いやおうなくしばらく「自立のまちづくり」が求められていると思います。また、この間のアメリカ発の金融危機で派遣切りや期間工切りに代表される雇用問題、中小企業の資金繰りの問題と大変な経済状況になっており、町民の将来に対する不安も広がっております。こういう中で地方自治体の持つ役割はますます重要性を増していると思います。

町長にお伺い致します。

来年度どういう方向で町政を運営されていくのか。町長の見解と決意をお聞きしたいと思います。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 町長ということですけど。

まず私の方から御説明したいと思います。

大変、当町も財政的には厳しいものがございます。平成17年度に町職員におきまして、財政健全化計画策定委員会を立ち上げ、歳入の確保、事務事業の見直し、人員の削減、人件費の抑制、そして契約制度の改善、財政健全化に向けた職員の取り組みを行ってまいりました。議論を重ね一定の骨子をまとめております。しかしながら近年の社会情勢の急変につきましては、対応しきれない部分も出てまいっております。このことにつきましては、県や各市町村についても同じことで、今後の対応につきましては、県と市町村が協力連携してより効率的な行政運営に努めていかなければ、とてもやっていける状況ではないと、危険をはらんでいるところでございます。

そこで県と市町村の役割分担ということで、各首長によりまして検討を重ねるとともに課題ごとの部会を立ち上げ、その中の一部会の小規模市町村支援検討会では、市町村事務の広域化による経費削減案、事務効率の向上等について現在検討されておるところでございます。他の部会においてもそれらを踏まえ事業の見直し、町政が図られているところでございます。また、当町におきましても、実

施事業を再度見直し、受益者負担、費用対効果を考慮し、財政の安定を図り、なおかつサービスの向上に努めるためには今後もこのような努力を重ねていきたいということを考えております。また、来年度予算、21年度予算についてでございます。今現在ヒアリング中で、それぞれの課におきましては、重要案件また、新規事業が出てまいると思われまます。今現在分かっているところにおきましては、教育の面においては平成 23 年度に完全実施されます新学習指導要領、これに適合するための経費、また、福祉の面におきましても少子化対策、社会的弱者対策のための費用、そして社会基盤の安定におきましては、下水道事業の早期完了を目指してそれらに掛かる必要な経費を予算に反映させてまいりたいと考えております。なお、おっしゃりましたように安堵町単独で今後進めていく中では、やっぱりますます財政的に厳しい状況になると考えております。今後は、行政側ではなく、また、議会議員皆様とともに、どうしたらこの状況を乗り切っていけるのか、進めていけるのか、お互いに知恵をともに出していただいで考えていかなければならないと思っております。どうか皆様の御力もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） これから安堵町の中で考えれば、福祉というのが非常に大切になっていくと思ひます。特にこの少子高齢化対策というのは非常に重要だというふうに思ひます。

そこで具体的に三つの質問を次にさせていただきます。

一つは前回は質問させていただいておりますが、妊婦検診の問題であります。麻生内閣が 10 月 30 日に発表した妊婦検診の無料化というのを、14 回分盛り込んでおります。もちろんこれは補正で、まだ通っておりませんので、裏付けはありませんけども、今の計画では「14 回のうち 9 回分の 2 分の 1 を国庫補助して、残りの 5 回分については今までどおり地方交付税措置の中で自治体が独自の判断で回数を決めていただく」と、こういうものであります。

前回、3 回、4 回という拡充させていただいたわけですが、全国レベルで見ますと、1,800 の自治体の内の 172 自治体が 1 回から 4 回であり、その中に我が安堵町も入っているわけですが。全国的には 9.6 パーセントの中に安堵町も入っておりまして、全国平均の 5.5 回に及ばないというのが実態であります。奈良県全

体がちょっと遅れているというのが実情だろうというふうに思います。

是非ですね、財政的には大変厳しいとは思いますが、やっぱりこれからの財政の使い方と言いますかね、やっぱり重点的にどういう施策に重石を置いていくのかということが極めて大事だろうというふうに思います。

隣の斑鳩町で聞いたところによりますと、来年の4月から厚生省が出した14回を1回を上回る15回というのを来年の4月から実施されるようであります。是非、この予算編成の中で十分検討をしていただき、実現に向けてですね、今よりマシな形で実現できるように是非協力お願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 只今の御質問にお答え致します。

妊婦検診につきましては、これまでの議会におきましても答弁致しましたように、母体と胎児の健康を守る上で非常に大事なことであるというふうに認識しております。未受診妊婦の解消に向けて本町ではあらゆる機会を捉えまして妊婦検診の重要性を訴え、また、受診勧奨をしている次第でございます。公費負担の方は、平成20年度におきましては、田中議員がおっしゃってございましたように、また、9月議会でも答弁致しましたように前年度より拡充して実施しております。

それから今年の10月30日に先程おっしゃいましたように、新たな経済対策に関する政府与党会議、経済対策閣僚会議、合同会議の生活対策の中で22年度までの間の妊婦検診公費負担の拡充が追加経済対策として打ち出されています。

ところが、具体案につきましては、まだ、国の方からは示されておりません。今後及び21年度につきましては、その内容を勘案して更に充実を図る方向で検討していきたいというふうに考えております。

9番（田中幹男） はい。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9番（田中幹男） 是非前向きに考えていただきたいと要望致します。

次に、これも今のと関連性ありますけども、乳幼児等医療費の助成についてであります。これは昨年の夏から県の助成が就学前まで無料という形になってる中

で施行されている助成制度であります。今安堵町では、一部負担金というのは、1レセプト「500円」。これは自己負担になっていると思いますが、これをできれば無料にさせていただいて、更に小学校卒業までの、せめて入院だけでも無料にできないかという提案でございます。これも隣の斑鳩町では来年度から入院に関してのみですが、小学校卒業まで無料化になる予定であります。

是非、少子という問題では奈良県は東京都に次いで2番目に少子化率の低いところであります。ワースト2位という形になっていきます。是非、重点課題として取り組んでいただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。後答弁をお願いします。

住民課長（吉岡 勉） はい。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 過去議会で同様の質問があり、重複するかと思いますが、あえてお答えさせていただきます。

昨年度来、県の方も乳幼児等の医療について拡充されました。今回議員さんが質問されております修学前、また、卒業までということですが、現在県の乳幼児医療助成事業の基準ですが、それに遵守して当町も同様の執行しております。

この財源につきましては、地方交付税、また、町税の収入源で賄っております。毎年収入減によるため福祉医療費の助成の事業につきましては、また、その中で乳幼児医療費だけの助成の増というのは他の福祉医療助成事業の整合性や公益性に欠けます。また、県より増額の補助基準というのはございません。加えて老人医療費につきましては、5年の経過措置が来年7月に切れますので、それも廃止される見込みでございます。ましてや町財政の健全化に取り組んでいるさなか、財政的に緊迫しておりますので、隣の斑鳩町さんの様に入院のみ卒業までという拡充につきましては、どういう財政でやられるかは計り知れませんが、やっぱり受益者の負担というのは原則論でございますので、現段階で担当課長として検討する余地はございませんのでお答えさせていただきます。

以上でございます。

9番（田中幹男） はい。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） この問題については斑鳩に限らずね、郡山市や香芝市ではもう既に卒業まで入院については無料化と。山添村について言えば通院を含めて無料という形になっております。

確かにね、財政的に一言で言えば苦しいと。そんな状況でないという言い方も一方にはありますけども、山添村なんか考えますともっと安堵町より遥かに財政状態は悪いです。そういう中でね、やっぱりそういう制度をやってる。介護保険について言えば介護保険料は全国で 2 番目に安いと、こういう村もあるわけですよ。そこはやっぱりほんとにもう一回全ての施策を見直して、無駄は削っていただいてね、やっぱり重点的に、優先的に考えていく必要があるんだろうというふうに私は思います。是非前向きにですね、ただできないっていうだけでじゃなくてね、そこはやっぱり知恵を絞っていただき、考えていただきたいと思います。

次に 4 番目の問題であります。

4 番目の問題も来年 4 月から実施。行政が目指している問題であります。厚労省の介護度認定システムというのが変更されようとしてされております。今皆さんも御存知だろうと思いますけども、介護度の認定については一次判定と二次判定とがあります。申告に基づきまして訪問活動を行い、マークシート形式のコンピュータ判定で第一次判定がされ、また、保険や医療、福祉の専門家 3 人以上で介護認定審査会が開かれ、二次判定で要支援 1、2。要介護度 1 から 5 の 7 段階に認定され、それぞれのサービスを受けられるようになっております。これを今度聞き取り調査の項目を減らすという案が今、政府の中で討議をされております。例えば火の不始末の問題、暴言、暴行、不潔行為と、食べられないものを食べる異食行動なんか項目から外されております。実際に厚労省の中で現行のシステムと新しいシステムを比べたところ二次判定での変更率は、現行 29.8 パーセントから 18.3 パーセントへ大幅に低下し、一次判定より重度に変更された事例は 22 パーセントから 13.3 パーセントへ大幅に減っております。そうしますと当然申請者に不利な判定額がそのまま出ることになりますし、生活実態と比べて低い介護度が出て二次判定で是正することが困難な仕組みになることが考えられます。そして当然その結果審査会の存在意義が低められようとしてされております。この問題について行政としてどう認識されているのかお聞きしたいと思います。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 只今の御質問にお答え致します。

要介護認定における判定の仕組みにつきましては、専門的、技術的な検討を行うため厚生労働省に要介護認定調査検討会が設置され、平成 18 年の 10 月から計 6 回にわたって検討会が重ねられ、先月の 25 日に新要介護認定基準がその検討会で了承されたところでございます。

要介護認定の適正化と認定の効率化を図るため、認定調査項目や要介護認定基準時間の樹形モデルの見直し等を行うこととされており、今後マニュアルの配付また、新認定ソフトの配付をして、施行は来年 4 月からとされているところでございます。具体的な変更点と致しましては、先程おっしゃいましたように認定調査項目が 82 項目から 74 項目への見直し、また、群わけが 7 群から 5 群への再編等々がございます。今後、認定調査委員。認定調査委員と言いますのは、直接申請者を目の当たりにして審査に必要な情報を提供する立場にございますが、その調査員の特記事項がより重要になってくると思われまますので、この旨、調査員に。議員が心配されているようなことのないように徹底したいというふうに考えております。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 是非ですね、生活実態と比べて低い介護度がでないように努力をお願い致しまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

議長（吉田宏至） これで、田中幹男議員の一般質問を終わります。

-----

議長（吉田宏至） 続いて溝本 隆議員の一般質問を許します。

12 番（溝本 隆） はい、議長。

議長（吉田宏至） 溝本議員。



12番（溝本 隆） 12番、溝本です。

質問の内容は、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金についてを質問致します。

政府は 20 年度補正予算で地方自治体の財政を支援するための創設した地域活性化緊急安心実現総合対策交付金が支給されると報道されております。

そこで、交付金の算定は人口に占める第一次産業就業者や高齢者の比率の高さ、財政規模などに応じて自治体ごとに限度となる額を設定すると。その枠内で自治体の事業申請に基づき実際の交付額を決めるとなっております。そこで安堵町の交付金額並びに交付金を活用するための事業計画をどのようにお考えですか。

以上、2点について質問させていただきます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） お答え致します。

地域活性化緊急安心実現総合対策交付金のこの目的につきましては、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金、これにつきましては地方公共団体が、安心実現のための緊急総合対策、平成 20 年 8 月 29 日安心実現のための緊急総合対策に関する政府与党会議、経済対策閣僚会議、合同会議等で決定されて現在に至るわけでございます。これにつきましては、地域の活性化に資するためにそれぞれ作成した地域活性化緊急安心実現総合対策実施計画に基づき、事業に要する費用を国が交付すると、交付金を交付するというところでございます。交付金の算定につきましては、今、先生がおっしゃいましたように人口を第一次産業就業者比率、高齢者比率、財政力指数等の外形基準に基づきまして算定するという事になっております。算定につきましては、ちょっと国からの指示で算定の様式がございます。それに則って当町で算出致しました額につきましては約 322 万円という結果でございます。しかしながら、この事業については最低が 500 万円を最低限度として支給するという事で、当町の試算は 322 万円でございますけれども、500 万円の交付を受けるということでございます。交付金額は 500 万円という事でございます。

次に、じゃあその活用する事業計画ということについてでございます。

国が掲げる具体的な施策としましては 17 項目のメニューがございます。その中から「持続可能社会」への変革加速ということで、その中の一つ「住まい・防災刷新対策」ということを選択し、現在の建物の原形、明治 20 年代に改築され

た今村邸を当時平成 5 年以前に寄託を受けまして、平成 5 年に現状に即した改築を行っております。これにつきましては明治 20 年に改築されておりますけれども、実際の建築物につきましては江戸末期か、そのぐらいだろうということでございます。改築は致しておりますけれども、それから 15 年経っております。また、基礎の方と外壁等については改築時必要部分しかいらっておりません。ましてや公共の場ということで、この安堵町歴史民俗資料館のこの耐震工事を行っていきたいという計画で現在、国の方へは申請を行っております。ただし、業者さんへの見積等どこまで係るかというで現在調査させているところでございます。これが金額が出次第、また、どこまでするかといういろいろな部分を検討致しまして、また、国の許可をいただき次第、今定例会には間に合いませんでしたけれども、これを今年度事業ということで年明け早々にでも専決処分、補正の専決処分を御了承をお願いしたいと思います。

以上で、事業の目的につきましては歴史民俗資料館の耐震補強工事に使いたいという考え方でございます。以上でございます。

12 番（溝本 隆） はい、議長。

議長（吉田宏至） 溝本議員。

12 番（溝本 隆） 安堵町歴史民俗資料館。これは本当に安堵町に…。将来安堵町に向かってですね、町づくり、また、町おこし、また、町の活性化の基点にあるかと思しますので、資料館の耐震化工事を速やかに実行されるよう要望します。これで質問を終わります。

議長（吉田宏至） これで、溝本 隆 議員の一般質問を終わります。

議長（吉田宏至） これで一般質問を終結致します。

議長（吉田宏至） 日程第6：「議員派遣について」を議題と致します。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配りましたとおり平成21年1月15日から16日、全国市町村国際文化研究所において開催されます第2回町村議会議員特別セミナーに派遣することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第7：「諸般の報告」を行います。

議会からの報告を致します。

斑鳩町との合併についてであります。斑鳩町議会に斑鳩町との合併協議推進を求める意見書を提出し、両町合併に向けての協議を求めてまいりましたが、平成20年11月11日斑鳩町議会議長から単独町政を望む町民が依然として圧倒的に多く、斑鳩町議会としては町民の意思を尊重し、安堵町との合併協議は行わず、引き続き単独調整による自立的、主体的な町づくりを進める旨の回答を受けましたことを御報告致します。

これは、大変残念な結果であります。このことを受け、安堵町の進むべき方向について議会と致しましては行政ともども今後検討協議してまいりたいと思っております。どうかよろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（吉田宏至） 次に行政の方から何かございませんか。

（「ございません。」との声あり）

議長（吉田宏至） これで諸般の報告を終わります。

議長（吉田宏至） これで本日の日程は、全部終了しました。  
会議を閉じます。  
平成20年第4回安堵町議会定例会を閉会します。  
長時間御苦勞様でございました。  
ありがとうございます。

閉 会

-----  
午前10時51分  
-----